

## 第 2 次行田市教育大綱（素案）

令和 3 年 2 月 行田市

## 1 教育大綱の趣旨

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）が、平成26年6月20日に公布され、平成27年4月1日から施行されました。

この改正では、教育の政治的中立性や継続性、安定性は確保しつつ、地方教育行政における責任の明確化、迅速な危機管理体制の構築、首長と教育委員会の連携の強化、地方に対する国の関与の見直しを図るなど、地方教育制度の改革が行われました。

この中で、「首長と教育委員会の連携強化」を目的として創設された制度が、「教育大綱の策定」と「総合教育会議の設置」です。改正法第1条の3第1項では、「地方公共団体の長は、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を定めるものとする」と規定され、同条第2項では、「地方公共団体の長は、大綱を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ総合教育会議において協議するものとする」とそれぞれ規定されています。

## 2 行田市の教育大綱について

1の法改正を受けて、本市の教育を取り巻く様々な課題に対応し、将来を担う人材の育成を図るための教育をより一層充実させることを目的として、平成27年9月に、「行田市教育大綱」を定めました。この大綱の策定にあたっては、当時の市の最上位計画である「第5次行田市総合振興計画」の教育・文化・芸術に関する基本目標下の施策体系を基本とし、また、期間も第5次総合振興計画の計画期間と整合を図り、平成27年度から令和2年度までの6年間としました。

令和3年度からは、新たな「第6次行田市総合振興計画」がスタートします。また、学力向上や、いじめ・不登校問題などに加えて、学校再編成やICTを活用したデジタル教育など、本市を取り巻く教育環境は、大きな変化を見せています。

これらを踏まえて、令和3年度からの新たな大綱である「第2次行田市教育大綱」を策定するものです。

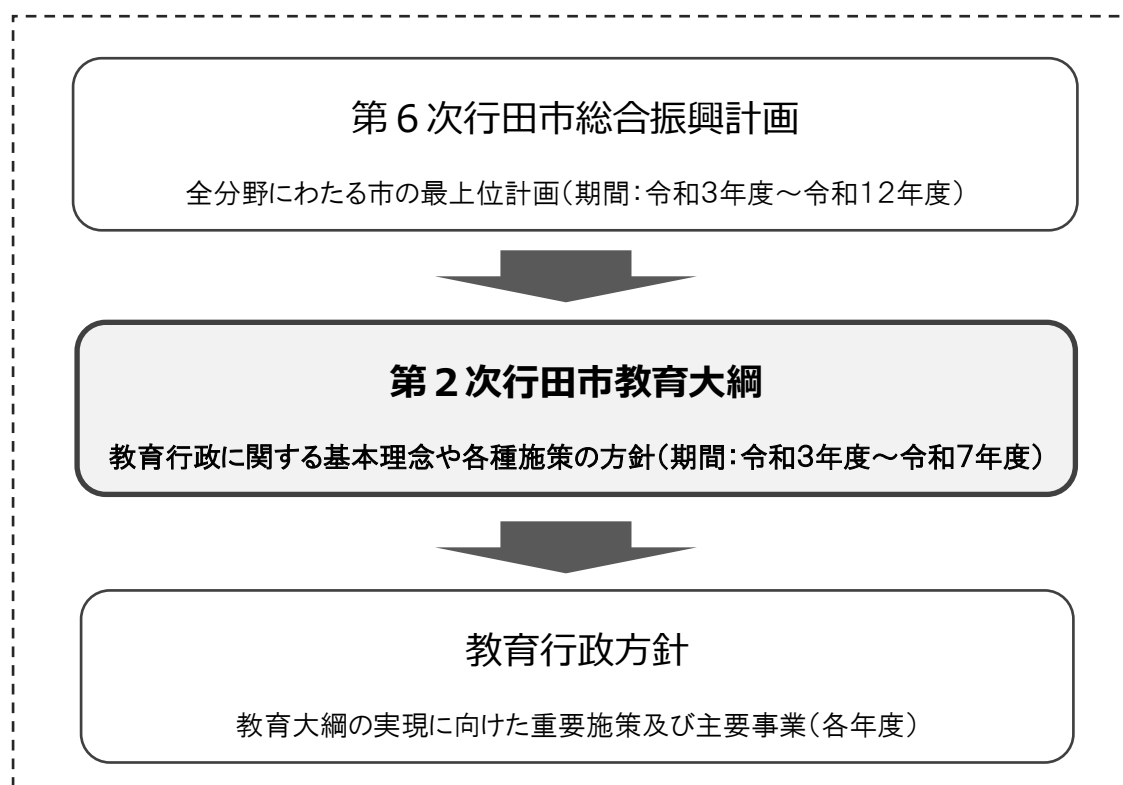
## 3 教育大綱の期間

大綱の期間について、法令上の規定はありませんが、文部科学省通知においては、「4年～5年程度を想定しているものであること」とされています。本市の新たな総合振興計画は、令和3年度から令和12年度までの10年間とされていることから、この計画の前半に当たる5年間で、第2次行田市教育大綱の期間とします。

計画等	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
総合振興計画	第5次計画 (H23～R2)						第6次計画									
教育大綱	第1次大綱						第2次大綱					次期大綱				

#### 4 教育大綱の位置付け

大綱は、市の最上位計画である「第6次行田市総合振興計画」を踏まえて、市長と教育委員会が十分な意思疎通を図った上で定めた、本市の教育行政に関する基本理念や方向性を示しています。また、教育委員会では、時代の要請や社会の変化を的確にとらえ、積極的かつ柔軟に教育を執り行うため、この大綱を踏まえ、毎年度「教育行政方針」を決定します。



## 5 基本理念

第2期行田市教育大綱における基本理念を、以下のとおり定めます。

### 郷土に誇りをもち 未来を切り拓く人材を育む

平成から令和に移り、社会は大きく変化しています。また、AIやIoTなど情報技術の分野は日進月歩の進化を遂げており、私たちの生活様式にも変化をもたらしています。こうした変化に柔軟に対応できるよう、自らの力で未来を切り拓き、日本のみならず世界に羽ばたき活躍できる人材を育てるとともに、行田で生まれ育ったことに誇りを持ち、一人ひとりが地域でいきいきと活動する、学びが充実したまちを目指します。

## 6 基本方針

### 1 確かな学力と生きる力を育む教育の推進

系統的で連続性のある小中一貫教育を推進するとともに、複数指導やICTを活用した教育の充実、教員一人ひとりの授業力・指導力の向上に取り組み、児童・生徒の確かな学力の向上を図ります。

また、「ふるさと学習」などの特色ある学校づくりに取り組むとともに、道徳教育や人権教育による豊かな人間性の育成や、食育、体力向上の取組みを通じて、子どもたちの「生きる力」を育む教育内容の充実を図ります。

### 2 安全で快適な教育環境整備の推進

学校施設の適切な維持管理と、老朽化に対応した改修を行うとともに、地域等の協力による児童・生徒の見守り活動を推進し、児童・生徒が安心して快適に学ぶことができる教育環境整備を推進します。また、複式学級の解消を最優先に進め、児童の学習環境改善を図るとともに、中長期の視点に立った学校施設の適正規模・適正配置に取り組めます。

### **3 子どもの健全育成と心の教育の推進**

家庭での教育力向上を支援するとともに、子どもたちが自然とのふれ合いや地域での社会体験、異世代との交流などを通じて、心の豊かさやたくましさを身につけられるよう、学校と家庭、地域の連携による取組みを推進します。

また、不登校やひきこもり、いじめなどで悩んでいる子どもとその家族に対する支援を充実し、学校と専門機関、地域が一体となって課題解決に取り組みます。

### **4 魅力ある生涯学習やスポーツ・レクリエーションの推進**

市民大学や公民館講座、まちづくり出前講座などにおいて、市民の多様なニーズに対応できるカリキュラムの充実を図ります。また、学習の成果を積極的に活用するとともに、地域やまちに還元できるよう、受講生による取組みを支援します。

市民が手軽に参加できるスポーツ・レクリエーション機会の充実に努めるとともに、スポーツ団体への活動支援や、指導者の育成を推進します。

### **5 歴史と文化を活かした教育の推進**

行田の豊富な歴史資源の価値や重要性を、郷土学習などを通じて次世代に伝え、文化財の保存や伝統文化の継承を推進します。また、これらの歴史資源をまちづくりや観光の資産として活用する取組みを推進することで、郷土に誇りを持つ人材を育成し、まちの活性化に繋がります。

市民のさらなる文化振興を図るため、イベントの充実に努めるとともに、文化・芸術団体への活動支援などにより、多くの市民が気軽に文化芸術に触れる機会の充実に図ります。

### **6 人権を尊重した教育の推進**

全ての市民の人権が尊重される社会の実現に向けて、市民一人ひとりの人権に対する意識が深まるよう、家庭や学校、地域など、さまざまな場における人権教育・啓発を推進します。